

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から6年2月まで

学生にも国民年金の加入及び保険料の納付義務があることが分かり、平成6年2月か3月ごろにいつも家に来ていた女性の集金人に、母が財布から数万円を出してさかのぼって一括で支払ってくれたことを覚えている。また、申立期間当時は、父の収入が1,000万円ぐらいあり、保険料が免除となる収入要件には該当しなかったと思うので、申立期間が保険料免除の記録になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、大学生であったことが大学の卒業証書から確認でき、また、戸籍の附票から両親と同居していたことが、さらに、父親の勤務先の健康保険組合の健康保険資格証明書により、父親の健康保険の被扶養者であったことがそれぞれ確認できる。

また、申立期間当時の学生に対する国民年金保険料の納付の免除基準は、学生に所得が無い場合には親元の所得額で判断されていたところ、当時の申立人の父親の源泉徴収票等は保存されていないため実際の所得額は確認できないものの、申立人の父親は、申立期間当時、A社B工場に在籍して厚生年金保険の被保険者となっており、オンライン記録の標準報酬月額を見ると、保険料が免除となる収入要件には当てはまらないことが確認でき、申立期間が免除期間とされていることに不自然さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付状況について、「名前は覚えていないが、毎回同じ女性の集金人が来ていた。母がその集金人に数万円を一括で支払っていた。」と主張しているところ、C市提出の辞令書

により、担当地域は特定できないが当時3人の国民年金嘱託員が委嘱されており、いずれも女性であることが確認できる上、当時の国民年金保険料額は月額1万500円であることから、申立人が主張する納付額が数万円であったとする内容に不自然さはみられない。

加えて、当時申立人と同居していた姉も、「自分が20歳の時は、学生は強制加入ではなかったので自分は国民年金には加入していなかったが、妹の時は制度が変わり、学生でも加入・納付が義務付けられ、母が妹の国民年金保険料を納付した時に、父は納付をしなくても良かったのに、と二人が会話をしていたことを覚えている。」と証言していることから申立人の申立期間における国民年金保険料の納付状況についての主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和29年12月1日から30年5月10日までの期間及び申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を29年12月1日に、C社D出張所における資格喪失日に係る記録を37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、29年12月から30年4月までは7,000円、37年7月は2万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月1日から30年5月10日まで
② 昭和37年7月16日から同年8月1日まで

私は、高校卒業後、父親とA社(後のC社)の社長が知り合いだったことから、同社B支店に昭和29年11月1日に中途入社し、申立期間①はE工事に従事し、申立期間②はF工事に従事していた。転勤は多かったが、41年8月に会社がG社に合併されるまで同社に継続して勤務していた。

申立期間①及び②の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、事業所名は不明であるが、申立人に昭和29年12月1日から41年7月31日までの期間の雇用保険の加入記録があること、及びA社B支店に、申立人と同年齢で高校卒業後の昭和29年春に入社し、申立人と同じE工事出張所での作業に従事し、同年6月1日に資格取得している複数の同僚が、「申立人は、自分と同じころに正社員として入社し、技術者として測量などの仕事をしていた。申立人は、退職するまで継続して勤務していた。」と供述していることから、当該期間において申立人が申立ての事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人の1歳年上の同僚で、当時の日雇い労働者の労務及び経理の担当者は、「申立人は、自分が入社した約1年後に正社員として入社した。当時、会社では、日雇いや請負いの者を除き、社員はすべて社会保険に加入させており、厚生年金保険料も給与から控除されていたはずである。」としている。

さらに、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和29年春に入社した、申立人と高校の同級生である同僚を含む21人が入社後1か月から2か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できるが、申立人と同様に同年8月と同年11月に中途入社した二人については、一人は入社したとする時期に厚生年金保険に加入しており、他の一人は雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が一致していることから、当該事業所では、中途入社の人については入社と同時に厚生年金保険に加入させていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち昭和29年12月1日から30年5月10日までの期間において、申立ての事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和30年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、前述のとおり、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人はC社D出張所に継続して勤務し（同社D出張所から同社H支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社D出張所の同僚で、申立人と同日の昭和37年8月1日に同社H支店で厚生年金保険被保険者資格を取得している者の証言から、同年8月1日にすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、C社D出張所における申立人の厚生年金保険被保険者原票の昭和37年6月の記録から、2万円とすることが妥当である。

- 3 事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立ての事業所は既に閉鎖されており、当時の関連資料も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これをうかがわせる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和53年6月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、申立期間②のうち、昭和53年7月から同年11月までは9万2,000円、同年12月から54年11月までは9万8,000円、同年12月から55年9月までは11万円、同年10月及び同年11月は9万2,000円、同年12月から56年5月までは12万6,000円、同年6月から同年11月までは11万8,000円、同年12月から57年11月までは14万2,000円、同年12月から59年3月までは15万円、同年4月から同年11月までは17万円、同年12月から60年9月までは18万円、同年10月から61年9月までは15万円、同年10月及び同年11月は14万2,000円、同年12月から62年11月までは20万円、同年12月から63年11月までは24万円、同年12月から平成元年12月までは26万円、2年1月から同年3月までは22万円、同年5月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年6月1日から同年7月1日まで
② 昭和53年7月1日から平成2年6月30日まで

私は、昭和53年6月にA社に入社し、平成2年6月末まで継続して勤務した。

しかし、申立期間①については、厚生年金保険の加入記録が無く、申立期

間②については標準報酬月額が低く記録されている。

申立事業所から受け取った給与明細書を見ると、申立期間①については厚生年金保険料を控除されており、申立期間②の標準報酬月額は明らかに低く記録されているので訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が所有する給与明細書により、申立人は、申立期間①において申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の給与明細書の昭和53年6月の報酬月額から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は既に倒産しており、当時の事業主及び事務担当者であったその妻からも回答は得られない上、回答のあった取締役は、申立事業所の一切の事務は代表取締役又はその妻が行っており、詳細は不明としていることから確認することはできないが、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、雇用保険の資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主は、申立人の資格取得日を昭和53年7月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②について、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所有する給与明細書から、申立期間②のうち、昭和53年7月から同年11月までは9万2,000円、同年12月から54年11月までは9万8,000円、同年12月から55年9月までは11万円、同年10月及び同年11月は9万2,000円、同年12月から56年5月までは12万6,000円、同年6月から同年11月までは11万8,000円、同年12月から57年11月までは14万2,000円、同年12月から59年3月までは15万円、同年4月から同年11月までは17万円、同年12月から60年9月までは18万円、同年10月から61年9月までは15万円、同年10月及び同年11月は14万2,000円、同年12月から62年11月までは20万円、同年12月から63年11月までは24万円、同年12月から平成元年12月まで

は 26 万円、2 年 1 月から同年 3 月までは 22 万円、同年 5 月は 26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間中に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく 12 回の定時決定のいずれにおいても、申立人の標準報酬月額を社会保険事務所に誤って記録したとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所に記録どおりの報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成 2 年 4 月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与明細書に記載されている事業主が源泉控除していた保険料額に見合う標準報酬月額以上であることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和52年5月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和51年11月30日から52年5月1日まで

私は、昭和45年5月1日から56年5月20日までA社に勤務したが、51年11月30日から52年5月1日までの間は、厚生年金保険被保険者としての記録が無い。申立期間当時、健康保険へも加入しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、昭和45年5月1日から56年5月20日まで申立事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、申立事業所は、オンライン記録を見ると、昭和51年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、52年5月1日に再び適用事業所となっており、申立人は、51年11月30日から52年5月1日まで厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立事業所が適用事業所でなくなった昭和51年11月30日に被保険者資格を喪失し、再度、申立事業所が適用事業所となった52年5月1日に申立事業所に係る被保険者資格を再取得した者は、申立人及び事業主のみであるが、厚生年金保険被保険者名簿を見ると、この二人の被保険者氏名欄に斜線が引かれ、「生」と記載があるとともに、資格喪失年月日の「51.11.30」が二重線で取り消されていることが確認できる。この被保険者名簿の記載について、所管の年金事務所は、「被保険者氏名欄に斜線が引かれ、「生」と記載があるのは、被保険者資格を喪失していないことを意味する。申立事業所は、いったん適用事業所でなくなる手続を行ったものの、後日、その手続を取り消したことが推認される。」と供述していることから、申立事業所は、申立期間当時、適用事業所であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、昭和 51 年 11 月 30 日において適用事業所でなくなる手続きを行ったものの、後日、同手続きを取り消す旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、申立人の申立期間に係る申立事業所における資格喪失日は、52 年 5 月 1 日に同事業所で厚生年金保険被保険者資格を再取得していることから判断して、同年 5 月 1 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 51 年 10 月の社会保険事務所の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、昭和22年6月12日から同年8月22日までの期間について、B社において申立人が厚生年金保険第3種被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月4日から19年2月ごろまで
② 昭和20年8月ごろから22年ごろまで
③ 昭和23年2月ごろから25年ごろまで

私は、昭和18年4月にA社に入社し、19年2月ごろに退職したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が退職後の20年10月10日までとなっているので、記録を訂正してほしい。

また、終戦直後の昭和20年8月ごろから22年ごろまでの期間のうち、1か月程度はB社で坑内夫として勤務し、23年2月ごろから25年ごろまではC社で坑内夫として勤務したにもかかわらず、ねんきん特別便を見ると、坑内夫としての記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和20年8月ごろから22年ごろまでの期間のうち、1か月程度はB社で坑内夫として勤務したが、坑内夫（第3種）の記録が無いと申し立てしているところ、オンライン記録では、事業所名は不明なものの、22年6月12日から同年8月22日までの期間の厚生年金保険の加入記録（第1種）が認められる。

また、当該期間の厚生年金記号番号を基に厚生年金被保険者台帳（旧台帳）を調査した結果、同台帳の事業主欄には「B社」が、また、坑内夫該否欄には坑内夫を示す「内」の記載がそれぞれ確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、社会保険事務所に対し、申立人

の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者種別について、第3種被保険者として届出を行ったことが認められる。

2 申立期間①については、A社から提出された健康保険厚生年金保険の被保険者記録の帳簿に記載されている申立人の健康保険番号及び厚生年金保険番号は、いずれも厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の内容と一致しているなど、記録の内容に不自然な点はみられない上、申立人は、「昭和19年2月ごろ、会社には正式に退職の意思を伝えず、無断で郷里に帰った。」と供述していることから、同社が申立人の被保険者資格喪失届を20年10月10日まで社会保険事務所に届け出なかった可能性がうかがえる上、申立人が、昭和61年3月に裁定請求を行った障害年金裁定請求書を見ると、職歴欄には、A社の勤務期間は18年4月4日から20年10月10日と記載されている。

また、A社は、申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①における厚生年金保険被保険者記録について訂正する必要は認められない。

3 申立期間③については、申立事業所（C社）における被保険者原票照会回答票及び申立事業所に払い出された厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の名前は見当たらない。

また、申立事業所の後継会社は、「当時の書類は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答しており、申立期間に申立事業所において厚生年金保険の加入記録のある10人に照会したが、申立人を記憶する同僚はいないことから、申立人の申立期間③に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

さらに、前記の障害年金裁定請求書の職歴欄には、申立事業所の記載は無く、ほかに申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③において、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年12月2日まで船員保険料を事業主（A社、以下同じ。）により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち、申立人のA社（B丸）における資格取得日に係る記録を20年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年5月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、59円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、申立人のA社（B丸）における資格取得日に係る記録を昭和20年5月2日に、資格喪失日に係る記録を同年5月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、122円とすることが必要である。

さらに、申立期間のうち、申立人のA社（C丸）における資格取得日に係る記録を同年5月5日に、資格喪失日に係る記録を同年12月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、59円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月から昭和20年11月まで

私は、昭和19年4月ごろに海員養成所で機関員として訓練を受けた後、同年6月ごろにD社に入社したが、当時は戦時中のため乗船する船が無く、同社の船員寮で待機していた。20年4月ごろに乗船命令があり、B丸に乗船し同年5月2日に出港したが、米軍機の魚雷により大破して座礁したために、別の船で帰港して実家に帰った。その後、自宅待機していたところ、同年10月ごろに会社から乗船しないかと誘われたが断った。

この間の船員保険の被保険者記録が欠落しているので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「昭和19年6月ごろにD社に入社し、20年4月ごろに乗船命令を受けて、同年5月2日にB丸に乗船したが、米軍機の魚雷により大破して座礁した。」と供述しているところ、社会保険事務所（当時）が保管するD社に係るB丸及びC丸の船員保険被保険者名簿を見ると、昭和20年4月

1 日から同年 5 月 2 日までの期間は B 丸の予備船員、同年 5 月 2 日から同年 5 月 5 日までの期間は B 丸の船員、同年 5 月 5 日から C 丸の予備船員（資格喪失日は記入が無い。）として、それぞれ船員保険の被保険者資格を取得していたことが確認できるとともに、社会保険事務所が保管する B 丸の船員保険船舶台帳を見ると、同船は「19 年 12 月 3 日運営会の使用する船舶となる。」との記載が確認できる。

また、E 社（D 社の後継会社）から提出された申立人に係る「被保険者期間及び報酬月額表」を見ると、前記の船員保険被保険者名簿に記載されている船名及び資格得喪年月日等が記載されている上、昭和 20 年 5 月 5 日から C 丸の予備船員となったことを示す欄には、「20.12. 2 退職」との記載が確認できる。

この記載について、E 社は、「申立人から聴取した結果を記載したものと考えられるが、申立人の船員保険被保険者資格の喪失日とは限らない。」としているが、申立人が「昭和 20 年 5 月に B 丸が座礁した後、現地で解散した時点では、正式には辞職しておらず、実家に帰った後、同年 10 月ごろに会社から乗船しないかと誘われたが断った。」との供述を踏まえると、申立事業所が本人の意思を確認した後に記載したことがうかがわれる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の年金記録の記録管理が適切に行われていたとは認め難いことから、申立事業所は、申立人が同事業所の B 丸で予備船員として昭和 20 年 4 月 1 日に資格を取得し、同年 5 月 2 日に資格を喪失、同丸で船員として同年 5 月 2 日に資格を再取得し、同年 5 月 5 日に資格を喪失、また、同事業所の C 丸で予備船員として同年 5 月 5 日に資格を取得し、同年 12 月 2 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の船員保険被保険者名簿及び「被保険者期間及び報酬月額表」の記録から、昭和 20 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 日までの期間は 59 円、同年 5 月 2 日から同年 5 月 5 日までの期間は 122 円、同年 5 月 5 日から同年 12 月 2 日までの期間は 59 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 19 年 6 月から 20 年 4 月 1 日までの期間については、前述の船員保険被保険者名簿等からは申立人の名前は確認できず、同僚等の証言も得られないことから、当該期間の勤務実態や船員保険の適用状況について、確認することができない。

また、申立人は、「戦時中のため乗船する船が無く、会社の船員寮で待機していた。」と供述しており、申立期間当時は予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者。）であったと推定されるところ、船員保険法において、予備船員を船員保険の被保険者とする制度は申立期間中の昭和 20 年 4 月 1 日から開始されていることを踏まえると、

申立人は当該期間において船員保険の被保険者となれなかったものと考えられる。

このほか、申立人が当該期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和19年6月から20年4月1日までの期間については、船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年8月から平成3年2月まで
当時のA町役場から、私の国民年金について保険料を納めるように通知が来たので、母が役場に赴き、国民年金の加入手続を行った。
その時点で私は既に20歳を過ぎていたため、母親が20歳までさかのぼって保険料を納付してくれたので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、卒業証書により、申立期間を含む昭和62年から平成3年3月20日まで大学に在籍していることが確認できるとともに、オンライン記録により平成3年3月21日から厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間当時、学生は任意加入であることから、加入手続を行った時点から、20歳までさかのぼって国民年金に加入することはできない。

また、申立人の保険料と一緒に納付したとする申立人の双子の兄の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、学生が強制適用となった平成3年4月1日にB市で払い出されている上、平成3年度の保険料は4年12月9日に過年度納付をしていることが確認でき、申立期間は申立人と同様に未加入期間である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を一括納付したとする申立人の母は、申立人の加入手続をした時期について、「その時、自分が60歳になっており、国民年金の任意加入を勧められた際に、子ども二人分、若しくは妹（申立人）も一緒に加入手続をしたことを記憶している。」としているところ、申立人の母は平成5年2月から任意加入期間となっていることが確認できるが、当該時点では、前述のとおり、任意加入期間をさかのぼって国民年金の被保険者の資格を取得できない上、仮に、さかのぼって申立期間の資格を取得した場合においても、時効により、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付

することはできない。

加えて、C市役所（当時は、A町役場）は、平成3年4月に学生が国民年金の強制適用になってから、加入手続をしていない人に加入勧奨をしていたが、それ以前は20歳の加入勧奨は個別には実施していなかったとしている上、申立人及び申立人の母が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 934

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から56年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から56年11月まで

私は、昭和45年10月ごろに勤務していた事業所を退職してすぐに国民年金の加入勧奨があり、少しでも遅れると督促状が届いたため、行政の対応の早さに驚いたことを記憶している。

また、昭和45年10月ごろにA市のB出張所（当時）で国民年金の加入手続を行い、毎月保険料を納付し、婚姻後は納付書で妻の保険料と一緒に二人分の保険料を納付していたため、未加入期間とされていることに納得ができないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立期間前のオンライン記録で納付済となっている期間の被保険者記録及び納付記録については確認できるが、申立期間の国民年金の加入記録及び納付記録は確認できない上、申立人は、申立期間当時に住所変更は無いことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

また、申立人は、毎月納付書により1万円程度の保険料を納付したとしているが、A市では、保険料の納付方法が納付書方式になったのは昭和52年4月からであるとしている上、申立人の主張する保険料月額は、申立期間当時の保険料月額と大きく相違している。なお、保険料月額について申立人は、「国民健康保険料と一緒に納付した月額かもしれない。」としているが、A市では、昭和56年度までは、国民健康保険料の納期は年4回（6月、9月、12月、2月）であったとしている。

さらに、申立人は、「婚姻後の保険料については、納付書で妻の保険料と一緒に二人分を納付していた。」としているが、申立人の妻に係る被保険者名簿により、申立人の妻の国民年金保険料は、申立期間中である昭和54年4月から口座振替が開始されていることが確認できる。

加えて、申立人は、前職を退職してすぐに国民年金の加入勧奨があったとし

ているが、A市では退職した時期は把握できないため、退職後すぐに国民年金の加入勧奨を行うことはできないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から8年3月まで

平成3年4月に、A市役所かB社会保険事務所(当時)のいずれかで国民年金に加入後、国民年金と厚生年金の切替手続を適切に行ってきた。株式会社Cを辞める際も会社から国民年金の加入を促された。申立期間については、請求書(納付書のようなもの)が送付されてきたので、A市役所かB社会保険事務所でも納付した記憶がある。申立期間のみ未加入となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する申立人の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により、申立期間は未加入期間であることが確認でき、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立人はA市役所かB社会保険事務所から請求書(納付書のようなもの)が送られてきたとしているところ、A市役所は、申立期間当時、未納者に対しては、はがきで納付を勧奨する措置をとっていたが、未加入者に対しては、納付書のたぐいを送付することはなかったとしている上、B社会保険事務所においても過年度保険料の未納者に対しては、納付書を送付していたが、未加入者に対しては、納付書を送付することはなかったとしている。

さらに、申立人は、申立期間の前に勤務していた会社を辞める際に会社から国民年金への加入を促されたと主張しているが、同社では、申立期間当時に退職者に対して国民年金への加入を促すことは行っていなかったとしている。

加えて、申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年4月まで

申立期間当時、A市に独身で住んでおり、大学で勉強中の身であったが、平成3年4月に学生の国民年金への加入が義務付けられたため、B市に住んでいた母親が国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付年月日、納付頻度、納付金額等については覚えていないが、母親がC銀行（現在は、D銀行）E支店で納付していたと思う。

年金手帳は、平成6年5月ごろに就職したFから受領した1冊を保有している。

申立期間について納付記録が無いのは納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらの手続等を行ったとする申立人の母親は、加入手続について、「はっきりとは覚えていない。」とし、また、申立期間当時の保険料額についても、「家族と一緒に納付のためよく覚えていない。」としていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、国民年金の加入手続は、母親がB市で行ったとしているところ、申立人は申立期間当時はA市に居住していたとしており、このことは申立人の戸籍の附票でも確認できることから、制度上、B市で国民年金に加入することはできない。

さらに、申立人は、所持する年金手帳は申立期間後に就職したFから交付された1冊のみであると主張しているところ、同手帳の国民年金欄には何も記載が無いことが確認できることから、申立期間に交付されたものとは認められず、また、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、平成9年3月1日であることから、申立期間は未加入期間とされており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

なお、B市は、申立人の国民年金被保険者名簿は無いと回答しているため、申立期間当時、同市から申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号は払い出されておらず、納付書も送付されていないものと推定される。

加えて、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 937 (事案 446、628 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 10 月までの期間、41 年 8 月から 46 年 3 月までの期間及び 48 年 1 月から 49 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 39 年 10 月まで
② 昭和 41 年 8 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 48 年 1 月から 49 年 2 月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料は、昭和 54 年ごろに、未納保険料の一括納付を勧められて集金人に全額納付した。また、申立期間③については、自宅を毎月訪問していた集金人を通じて保険料を納めていた。

申立期間の国民年金保険料は納付しているので、記録を訂正してほしい。

今回、今年の 2 月ごろ、A 市役所において、申立期間①及び②の保険料を収納した集金人について、社会保険事務所（当時）の職員ではないか照会したところ、「個人情報保護の関係上、回答できない。」と言われたので、第三者委員会において、集金人に当時の状況について確認してほしい、再々度の申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、i) 申立人が国民年金保険料を一括納付したとする時期は漠然としており、一括納付に用いた資金の出所についても商売の売上金の中から払ったという主張のみで当該主張内容を裏付ける関連資料は無いこと、ii) 過年度分の保険料を集金人が一括して徴収することはないにもかかわらず、集金人の所属機関や名前を確認することなく、当該集金人を通じて長期間の保険料を納付したとする申立人の主張には不自然さがみられること、申立期間③については、i) その直前の期間の保険料を過年度保険料として一括納付していることから、毎月集金人に納付していた状況はうかがわれないこと、ii) 申立人の保険料を代わりに納付していたとする申立人の義母は昭和 49 年に死亡しており、申立期間の保険料の納付状況は不明であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 19 日付け

で年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

なお、申立人は、初回申立時には、申立期間③を昭和 46 年 4 月から 49 年 2 月までとしており、このうち、46 年 4 月から 47 年 12 月までは、特殊台帳及び市の記録に納付済みと記録があるが、資格喪失処理に伴って、還付手続を行うべきところ、保険料が還付された事実は認められないとして、前記委員会通知により、年金記録の訂正が必要と判断されている。

また、その後、申立人は、申立期間①及び②の保険料を一括納付した時期について、昭和 49 年 1 月以降から 54 年ごろへと申立内容を変えて再度申し立てているが、当該時期は第 3 回特例納付実施期間内であるものの、申立期間において保険料を納付したことを示す新たな資料の提出は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間①及び②の保険料を一括納付したとする集金人について A 市役所へ所属及び氏名について照会し、また、当該集金人に事情を聴取してほしいと申し立てていることから、当該市役所及び年金事務所へ照会したものの、「記録が残っていないため不明」と回答していることから、保険料を納付したことを示す新たな状況等は確認できなかった。

また、申立人から申立期間において国民年金保険料を納付したことを示す資料の提出も無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 938 (事案 259 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間、57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 7 月から 61 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 57 年 7 月から 61 年 10 月まで

私は、上記三つの申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で 3 か月ごとに納付（1 か月当たりの保険料は 7,800 円で、一人分は、計 2 万 3,400 円）していた。

社会保険事務所（当時）に保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答をもらったが、申立期間が未納となっていることに納得できない。

申立期間の納付方法について、昭和 51 年 5 月ごろに A 市役所に相談に行き、生活が苦しいので保険料を分割納付にしてもらい、国民健康保険税と一緒に毎月 2 万 3,800 円を納付したことを、前回の訂正不要通知を受けた後に思い出したので、記録の訂正を再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間は三つの期間で合計 6 年以上の長期に及ぶこと、ii) 申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いこと、iii) 申立人が納付していたとする保険料額と当時の保険料額との間に相当な開きがみられること、iv) A 市は、申立期間③における保険料の納付頻度について毎月納付としていることから、申立人の説明と異なり、申立内容に不合理な点が見受けられることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、保険料の納付頻度について、A 市役所に相談に行き、保険料を分割にってもらい、国民健康保険税と一緒に毎月 2 万 3,800 円を納付した

としており、当初申立ての3か月ごとの納付から毎月納付に主張を変更しているものの、新たな資料等の提出は無い。

また、申立人は、3か月納付を分割してもらい保険料を毎月納付したとしているが、A市において希望する者が保険料を毎月納付できるようになったのは、昭和55年4月からであり、申立人が主張する申立期間①における納付頻度と異なっている。

さらに、申立人は、分割納付していた額は毎月2万3,800円に変動しなかったと主張しているが、国民年金保険料額は、申立期間を通じて年々高くなっており、申立人の主張に不自然さがみられる。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 939 (事案 258 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間、57 年 1 月から同年 3 月までの期間、57 年 7 月から 61 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 57 年 7 月から 61 年 10 月まで

私の妻が、上記三つの申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で 3 か月ごとに納付 (1 か月当たりの保険料は 7,800 円で、一人分は、計 2 万 3,400 円) していた。

社会保険事務所 (当時) に保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答をもらったが、申立期間が未納となっていることに納得できない。

申立期間の納付方法について、昭和 51 年 5 月ごろに A 市役所に相談に行き、生活が苦しいので保険料を分割納付にしてもらい、国民健康保険税と一緒に毎月 2 万 3,800 円を納付したことを、前回の訂正不要通知を受けた後に思い出したので、記録の訂正を再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間は三つの期間で合計 6 年以上の長期に及ぶこと、ii) 申立人の妻が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無いこと、iii) 申立人の妻が納付していたとする保険料額と当時の保険料額との間に相当な開きが見られること、iv) A 市は、申立期間③における保険料の納付頻度について毎月納付としていることから、申立人の妻の説明と異なり、申立内容に不合理な点が見受けられることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人及び申立人の妻は、保険料の納付頻度について、A 市役所に相談に行き、保険料を分割にってもらい、申立人の妻が、国民健康保険税と一緒に

に毎月2万3,800円を納付したとしており、当初申立ての3か月ごとの納付から毎月納付に主張を変更しているものの、新たな資料等の提出は無い。

また、申立人の妻は、3か月納付を分割してもらい保険料を毎月納付したとしているが、A市において希望する者が保険料を毎月納付できるようになったのは、昭和55年4月からであり、申立人の妻が主張する申立期間①における納付頻度と異なっている。

さらに、申立人の妻は、分割納付していた額は毎月2万3,800円に変動しなかったと主張しているが、国民年金保険料額は、申立期間を通じて年々高くなっており、申立人の妻の主張に不自然さがみられる。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 940

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和45年1月から51年3月まで

私は、申立期間当時、学生であったが、父親が国民年金保険料を納付してくれており、私が就職する時にそれまでの納付状況の書類を母親が見せてくれたのを覚えている。また、私が結婚するときに、母親が私の妻にも私の保険料を払っていたことを伝え、書類も見せている。

既に両親は亡くなり、その書類も確認することはできないが、納付の記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の父親が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、昭和51年4月1日にA共済組合の組合員資格を取得しているが、国民年金被保険者資格の取得履歴は確認できず、申立期間は国民年金に未加入で、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人については、国民年金の加入手続が行われていれば、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、申立人にその記録は無く、それをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の兄弟（3人）で、申立期間及びそれ以前の結婚前までの期間において、強制加入期間又は任意加入期間にかかわらず、国民年金に加入している者はいない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付してくれていたとする申立人の父親及び保険料の納付状況を見せてくれたとする申立人の母親は、既に他界しており、具

体的な加入状況及び納付方法は不明である。

このほか、申立人及び申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和41年3月に大学を卒業した後、自宅で家業を手伝っていたが、大学卒業時に母親から、「これまでずっと国民年金の保険料を納付しているので安心なさい。」と言われ、家業を手伝っている時に父親から「国民年金保険料は納めておく。」と言われた。

保険料は、自宅に集金に来ていた役場職員に納付していたので、申立期間が、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から40年3月までの期間は、大学生であったことから、国民年金の加入は任意である上、申立人が所持する国民年金手帳によれば、40年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、さかのぼって国民年金保険料は納付できない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和42年4月ごろに払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、ほとんどが時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は高齢のため事情を聴取できない上、自宅に集金に来ていたとする役場職員も死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 6 日から同年 9 月ごろまで

私は、昭和 54 年 3 月 30 日から 57 年 9 月ごろまで A 社に勤務したが、B 事業所の警備に従事した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、申立ての事業所が保管する資料（昭和 57 年 4 月人員報告）及び雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 57 年 4 月 5 日に申立事業所を退社したことが確認できる。

また、申立人の失業給付に関する記録から、申立人は、昭和 57 年 5 月 14 日に失業給付の受給資格決定を受け、申立期間を含む 57 年 7 月 2 日から同年 12 月 28 日までの期間の失業給付（基本手当）を受給していることが確認でき、これらの事実は、申立期間において申立ての事業所に勤務していたとの申立人の供述と矛盾する。

さらに、申立ての事業所は、「厚生年金保険料に関する資料は保存期間を過ぎていないため存在しないが、申立人は申立期間には勤務していないことから、保険料を控除していない。」と回答している上、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を記憶しておらず、同僚から申立期間における勤務実態や保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から同年 12 月ごろまで

私は、A社で働いていたときに、知人の紹介でB社の面接を受け、A社を辞めて、すぐB社で勤め始めた。

B社の事務室に事務員が4、5人おり、忙しい時には交代で手伝いに来てくれていた。当時、社長の息子がC国から帰国後結婚したので祝いを言ったことを覚えている。

申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る供述は、申立ての事業所の現会長及び当時の事務担当者の供述と一致しており、期間の特定はできないものの、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立ての事業所における雇用保険の加入記録は無く、申立人は、一緒に勤務していたとする同僚などの名前を覚えておらず、勤務期間の記憶もあいまいである上、申立人が、自身を申立ての事業所に紹介したとしている者についても、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に名前は見当たらないため特定できず、供述が得られない。

また、申立ての事業所で申立期間に厚生年金保険の加入記録のある者5人に照会したところ、全員が申立人を覚えていないとし、申立ての事業所でも当時の資料等は保存していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立ての事業所の当時の事務担当者は「当時、申立人の働いていた部署の従業員は出入りが激しかったことから、厚生年金保険に加入させて

おらず、これらの者の給与から保険料は控除していない。」と供述している上、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からないとしている。

加えて、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間の資格取得者の整理番号に欠番は無い上、申立人の名前は見当たらず、このほかに、申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 1 月 10 日まで

私は、昭和 15 年 4 月、高等小学校を卒業後すぐに、父の同郷の友人だった A 社の社長宅に身を寄せ、昼は会社で働き、夜は夜間の青年学校に通っていた。

当時の事業所は、戦災で全焼したと聞いており、社長の消息も不明で、当時の同僚も覚えていないが、昭和 15 年から働き始め、労働者年金保険法（現在は、厚生年金保険法）が施行された 17 年 6 月から労働者年金保険に加入していたのは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の勤務状況について具体的に述べているとともに、申立人を記憶する同僚が申立ての事業所で勤務していたと供述していることから、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、保険院年金保険課（現在は、日本年金機構本部）が保管する当時の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者台帳索引票により、申立人に係る被保険者台帳（旧台帳）及び索引票には、いずれも資格取得日は昭和 19 年 1 月 10 日と記録されていることが確認できる。

また、保険院年金保険課が保管している被保険者台帳（旧台帳）及び索引票をもとに復元された年金手帳番号払出簿により、資格取得日が申立人と同じ昭和 19 年 1 月 10 日で、連続した番号で払い出されている申立人を含む 9 人の被保険者台帳（旧台帳）を確認したところ、申立人を含む 8 人が同一の事業所において、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、被保険者台帳（旧台帳）に記載されている事業所名から、申立期間

において、申立ての事業所は個人事業所であったものと推測されるとともに、申立人を含む9人の年金手帳番号は、連続した番号が払い出されている上、全員が同一日に被保険者資格を取得していることから、申立ての事業所が労働者年金保険の適用事業所となったのは昭和19年1月10日であったものと推測することができる。

加えて、申立ての事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明である上、申立人を記憶する同僚からは申立期間における厚生年金保険料の控除に係る具体的な供述は得られない。

このほかに、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 5 月 31 日から 27 年 4 月 30 日まで

私は、夫と昭和 25 年 10 月に結婚したが、当時、夫はA社B支店に勤務し、同社の営業成績を上げるため、各地に出張していたが、夫は体調を崩したため、27 年 4 月にやむなく退社した。

当時の辞令や給料明細書などの資料は何も無いが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC事業所作成の履歴カード及び申立ての事業所から提出された社員名簿により、申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立ての事業所から提出された昭和 25 年 11 月 1 日現在及び 26 年 12 月 20 日現在の社員名簿によると、申立人の身分は「業務嘱託」とされているところ、申立ての事業所の現在の本社の事務担当者は、当時は「業務嘱託」の者については、厚生年金保険に加入させていなかったとしている。

また、社員名簿と申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、社員名簿に申立人と同じ「業務嘱託」として名前が記載されている者の厚生年金保険加入記録を確認したところ、25 年 11 月現在の名簿に「業務嘱託」として記載されている申立人を含む 7 人のうち、2 人が 26 年 3 月に、1 人が 26 年 10 月に、それぞれが厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、いずれも 26 年 12 月現在の社員名簿には社員として記載さ

れていることが確認できるが、申立人を含む4人については、被保険者名簿に名前は見当たらない。

さらに、申立ての事業所における当時の関係書類は保存されておらず、申立人を記憶している当時の同僚も、申立人の厚生年金保険の加入や保険料の控除については分からないとしており、「業務嘱託」から社員となっている3人は所在不明又は高齢のため具体的な供述が得られない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から36年3月1日まで

私は、昭和33年4月ごろA社に入社し、同社のB工場に3年足らず勤務した後、C事務所に36年2月末日までの数か月間勤務した。

申立期間中の昭和35年ごろ、D病院で受診したことがあり、また、申立事業所を退職後、半年間、失業保険の給付を受けたことがあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における具体的な記憶から、勤務の時期は特定できないが、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、同社の元取締役は、「当社は、厚生年金保険に加入していなかった。」としている。

また、申立事業所の事業主及び元取締役は、オンライン記録により、申立事業所の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無い上、事業主は、申立期間は国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和35年ごろにD病院で受診し、退職後は失業保険の給付を受けたとしているが、いずれも、保存年限経過のため関係資料は無く、その事実を確認することができない。

加えて、申立人が記憶している申立事業所の元同僚は所在が不明のため、当時の勤務状況等について確認することができない上、申立人が申立期間当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月から 49 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 48 年 12 月から 49 年 3 月末まで、A社の臨時社員として勤務した。
しかし、申立期間の厚生年金保険が未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の資料を保管しているものの、その中に申立人に係る人事記録並びに厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の控えは無いとしている上、B企業年金基金にも申立人に係る加入記録は無いとしている。

また、申立人がA社に係る厚生年金保険被保険者であったことを示す関連資料は無く、同僚の供述からも申立人がA社の社員であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人については、申立期間の直前にC社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、同社は、「当社は、A社内に事務所を置き、社員をA社内で勤務させていた。」と回答しているほか、A社に係る厚生年金保険の加入記録がある者も、「C社に雇用されてA社内で働いていた者は多かつた。」と供述している。

加えて、申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月 18 日から同年 3 月 18 日までD社に勤務していたことが確認できる。このことについて、申立人は、「同社に勤務した記憶は無いものの、当時は短期の仕事を繰り返しており、時期は不明だが同社の下請会社で勤務したことはあるかもしれない。」と供述している。

このため、D社に照会したところ、同社は、「申立人が当社に在籍していたことは確認できるが、在籍期間、雇用形態及び職種等は不明である。」として

いるほか、「当社従業員は、入社後一定の試用期間を経て厚生年金保険に加入させており、申立人についても、当社での雇用継続期間が2か月以上の見込みとなったことから昭和49年3月1日付けで被保険者資格を取得させる予定であったものの、当該届出を行う同年3月25日において、申立人は既に退職していたことから被保険者資格を取得させていない。」としており、同社が保管する資格取得届の控えには、申立人の被保険者資格を昭和49年3月1日付けで取得させる旨の記載が二重線で取り消されていることが確認できる。

なお、申立期間に係るD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の名前は無く、整理番号に欠番は無い上、同僚の供述からも申立人がD社において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 44 年 12 月 1 日から 45 年 12 月 10 日まで

私は、A大学（現在は、B大学）の講師であり、C社の事業主でもあった同講師の紹介により、同社に昭和 44 年 2 月 1 日から同年 8 月末まで正社員として勤務したが、厚生年金保険の記録は 45 年 5 月 2 日から同年 9 月 1 日までとなっている。

また、私は、昭和 44 年 9 月にD社の面接を受けて、同年 12 月 1 日から平成 5 年 9 月末まで同社に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、45 年 12 月 10 日から加入したこととなっている。

それぞれ実際に勤務した期間と厚生年金保険の記録が約 1 年食い違っているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①についてC社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、C社の承継事業所が保管する、申立人が記載した昭和 45 年 4 月 25 日現在の履歴書を見ると、「昭和 41 年 3 月 A大学E学部卒業、44 年 4 月 F学校入学、45 年 3 月同校卒業」と記載されていることが確認できる上、当該事業所が保管するF学校長の推薦状及びF学校卒業証明書並びにA大学の卒業証明書は、すべて 45 年 4 月 28 日付けで作成されていることを踏まえると、申立人がC社に勤務したのは、その直後であると考えられるため、申立人の申立期間①に係る勤務実態は確認できず、オンライン記録上、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日が同年 5 月 2 日とされていることに不自然な点は見当たらない。

また、C社の承継事業所は、「当時の資料が無いため詳細は不明であるが、保管されている履歴書及び推薦状等からみて、申立人が在籍した期間は、昭和45年4月25日以降であると思われ、厚生年金保険の加入についても、同日以降と考えられる。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の資格取得日は昭和45年5月2日、資格喪失日は45年9月1日と記載されており、当該資格取得日より前には申立人の名前は見当たらない。

- 2 申立人は申立期間②についてD社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、D社が保管する社員名簿及び税務署に提出した退職所得の受給に関する申告書を見ると、社員名簿には、雇入年月日が昭和45年12月10日、退職年月日が平成5年9月30日と記載されている上、退職所得の受給に関する申告書においても、当該期間の勤務年数を基に退職金が支払われていることが確認できることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の資格取得日は昭和45年12月10日と記載されており、当該資格取得日より前には申立人の名前は見当たらない上、当該資格取得日は雇用保険の加入記録及び申立事業所が保管する社員名簿等の内容と一致している。

さらに、申立期間②のうち、昭和44年12月1日から同年9月1日までの期間は、オンライン記録上、C社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間において事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1531 (事案 156 再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月から 34 年 8 月 20 日まで
② 昭和 34 年 9 月 21 日から同年 10 月まで
③ 昭和 34 年 11 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
④ 昭和 35 年 1 月 14 日から同年 7 月まで

年金記録確認広島地方第三者委員会から、非あっせんの通知を受け取ったが、申立期間①及び②はA社に、また、申立期間③及び④はB社にそれぞれ勤務していたことは間違いなく、納得できないので再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、i) 申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「名簿」という。)によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日が昭和 34 年 8 月 21 日、資格喪失日が同年 9 月 21 日となっており、32 年 1 月 1 日から 34 年 10 月 21 日までに資格取得した被保険者の整理番号に欠番は無いこと、ii) 名簿の備考欄に、申立人の健康保険証が 34 年 11 月 17 日に返却された記録があること、iii) 申立事業所では申立人の厚生年金保険の資格取得及び資格喪失、保険料の納付、並びに申立人の勤務形態については不明と回答していることから、また、申立期間③については、社会保険事務所(当時)の記録によると、申立事業所は 34 年 12 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同年 11 月は適用事業所ではないことから、申立期間④については、名簿によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日が 34 年 12 月 1 日、資格喪失日が 35 年 1 月 14 日となっており、申立人の健康保険証が、同年 2 月に返却された記録があることから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、申立期間①及び②について、A社の同僚

二人の名前を挙げているが、オンライン記録上、当該同僚が申立事業所において厚生年金保険に加入した記録は見当たらない。

また、申立期間③及び④について、申立人が同じ日にB社を退職したとして名前を挙げた同僚は、申立事業所の名簿において昭和35年7月21日に資格を喪失していることが確認でき、同年7月に申立事業所を退職したとする申立内容と符合するが、当該同僚は所在が不明のため申立内容を裏付ける供述を得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 31 日から 35 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 28 年に A 事業所に勤めている人の紹介で同事業所に就職し、35 年 7 月末に退職するまで、店舗で店員や事務職として継続して働いていた。申立期間の前後には、厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、申立期間について加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していたと供述する複数の同僚がいる一方で、別の複数の同僚は、申立人が申立事業所をいったん退職し、その後復職した記憶があると供述していることから、申立人の申立期間における勤務を認めるまでには至らない。

また、申立事業所は平成 14 年 7 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時に経理事務を担当していた取締役は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かについて記憶が明確でなく、ほかに申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。